昇降機改修工事　特記仕様書

１　工事名称

三重県立看護大学実習棟及び図書館棟昇降機改修工事

２　工事概要

1)　工事場所

三重県津市夢が丘１丁目１番地１

2)　建物概要

実習棟　　延べ面積：4,054.20 ㎡、構造：RC 造、階数：地上 3 階

図書館棟　　延べ面積：1,126.32 ㎡、構造：RC 造、階数：地上 2 階

3)　工事種目

既存昇降機 2 基について、設置後 26 年が経過しており、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号)、同法施行令及び同令に基づく告示に定める安全基準（平成 26 年 4 月 1 日改正基準）を満たす構造に改修するため、既存昇降機を撤去し、新設する。

4)　施工期間

契約締結日から令和６年２月２９日まで

３　一般事項

1)　適用基準等

本工事に適用する仕様書は次のとおりとし、一般事項及び共通事項は原則全て適用するほか、直接工事に係る事項は工事に該当する事項とする。

①三重県公共工事共通仕様書

②国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）令和４年版

公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）令和４年版

2)　施工条件

施工実施日については、実施工程表に基づき監督員と協議し決定する。特に騒音を伴う作業については大学の講義、イベント等の日程を考慮し、土、日曜日、祝祭日及び夜間（19 時以降）の施工もある。

3)　部分引渡し・部分使用

部分使用あり。設置が早く完了した昇降機の部分使用を行う。

4)　建設副産物情報交換システムへの登録

請負金額 100 万円以上の工事において、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」（建設副産物の搬出がある場合）を作成し、施工計画書に含めて監督員へ提出すること。また、工事完了後には「再生資源利用実施書」（建設資材の搬入があった場

合）をすみやかに作成し、監督員へ提出すること。

なお、各計画書及び実施書の作成等はJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」に登録のうえ、行うこと。

5) 電子納品

工事写真及び工事完成図書について電子納品とし、電子媒体を2部提出すること。

6) 事故報告

工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

7) 下請次数制限

本工事における下請の次数は、2次までとする。ただし建築工事に係る部分については3次までとする。なお、その次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。

8) 不当介入を受けた場合の措置

暴力団員等による不当介入（三重県公共工事暴力団排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について

① 受注者は暴力団等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部へ通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。

③ 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

9) 主任技術者又は監理技術者の選任を要しない期間

① 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。

② 検査終了後の期間

検査完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

10）　工事の一時中止

工事の一時中止の取扱いについては「工事の一時中止のガイドライン」（平成29年7月三重県県土整備部）による。三重県建設工事契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、協議する。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

11）　火災保険等

三重県建設工事請負契約書第52条第1項の規定により、火災保険、建設工事保険又はその他の保険等に加入し、その加入証券等を提示しなければならない。

①　保険の目的物　　工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）

②　保険の加入期間　　工事着手後速やかに加入し、完成引渡しまでの間

③　保険金額　　原則として請負金額に相当する金額

12）　不正軽油の使用の禁止

①　一般事項

県工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。

②　調査の協力

受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。

③　是正措置

受注者は不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。

13）　社会保険等未加入対策

適用除外でないにも関わらず、社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

14)　現場での安全確保（自主施工原則）

受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。

15)　仮設工事

校内既存の電力、用水については利用できる。（有料）

16)　建築基準法に基づく手続き

本工事に伴う建築基準法の手続きに必要な設計、工事監理、書類作成は受注者において実施すること。

ただし、手続きに要する手数料は発注者において負担する。